

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 3 月 8 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600349 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1600158 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 支店 (現在は、A 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 55 年 12 月 15 日から昭和 56 年 1 月 1 日に訂正し、昭和 55 年 12 月の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

昭和 55 年 12 月 15 日から昭和 56 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 55 年 12 月 15 日から昭和 56 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 12 月 15 日から昭和 56 年 1 月 1 日まで

私が、A 社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、当該期間は、同社 B 支店から同社 C 支店に転勤した時期であり、同社に継続して勤務していた。調査の上、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の回答、同社から提出された人事カード (写)、D 国民健康保険組合の加入記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、請求者は、同社に継続して勤務し (昭和 56 年 1 月 1 日に A 社 B 支店から同社 C 支店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社 B 支店における昭和 55 年 11 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 55 年 12 月 15 日から昭和 56 年 1 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事

情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600253号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600160号

第1 結論

請求者のA社における平成26年11月1日から平成27年10月31日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年11月から平成27年9月までの標準報酬月額は9万8,000円から24万円とする。

平成26年11月1日から平成27年10月31日までの訂正後の標準報酬月額については、請求日以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間の標準報酬月額を含め、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年11月1日から平成27年10月31日まで

私のA社における給与総額は23万円ないし25万円であったが、請求期間に係る標準報酬月額は9万8,000円として記録されている。調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された支給明細書(写)及び支払明細書(写)並びにB信用金庫C支店から提出された「預金取引明細表1」から判断すると、請求者は、請求期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(9万8,000円)を超える報酬月額の支払を事業主から受けていたことが認められる。

したがって、日本年金機構D事務センターの回答を含め総合的に判断すると、請求期間の標準報酬月額については、上記支給明細書(写)により確認できる請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる報酬月額から、24万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600343号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600159号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年10月1日から昭和56年8月1日まで

A社に入社した昭和55年2月18日から同年9月までの標準報酬月額が8万6,000円であつたのに、請求期間の標準報酬月額が6万8,000円に下がっている。

請求期間当時の給与の手取額が8万円以上だったのは確かなので、調査の上、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社は、「請求者の請求期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、当時の記録も無い
ため、請求者の請求期間の標準報酬月額が減額になっている理由は不明。」と回答している上、
請求者も給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間における報酬月額及び厚
生年金保険料控除額について確認することができない。

また、C企業年金基金から提出された、A社の請求者に係る昭和55年の被保険者報酬月額
算定基礎届(写)に、同年10月から改定する標準報酬月額の決定額が6万8,000円と記載さ
れており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者の標準報酬月額の記載内容に不
備はなく、遡って標準報酬月額の訂正処理が行われた形跡もないなど、請求者の標準報酬月額
の記録に不自然な点は見られない。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控
除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、
請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて
いたことを認めることはできない。